

掛川市議会規則第1号

掛川市議会会議規則の一部を改正する規則

令和3年3月22日

掛川市議会議長

掛川市議会会議規則の一部を改正する規則

掛川市議会会議規則（平成17年掛川市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、事故のため」を「、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「、あらかじめ日数を定めて」を「、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ」に改める。

第84条第1項中「、事故のため」を「、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「、あらかじめ日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。